

西平畑公園及び松田山ハーブガーデン 指定管理者募集要項

令和5年3月

松田町役場観光経済課

目次

- 1 公園の概況
- 2 施設の管理・経営方針
- 3 施設の概要
- 4 業務の範囲及び具体的内容
- 5 管理の基準
- 6 指定管理業務に必要な経費等
- 7 指定期間
- 8 募集要項の配布
- 9 現地説明会
- 10 質問の提出
- 11 申込の資格
- 12 (事前審査) 参加申込書類及び提出方法
- 13 事業計画書及び提出方法
- 14 指定管理者候補者の審査・選定等
- 15 留意事項
- 16 指定管理者との協定の締結
- 17 公募に関するスケジュール
- 18 問い合わせ先

西平畑公園及び松田山ハーブガーデン指定管理者募集要項

西平畑公園及び松田山ハーブガーデン（以降、西平畑公園等とします）を一体的に管理・経営していただくことにより、持続的かつ効果的・効率的な利活用を行い、利用者へのサービスレベルの向上を図るため、松田町公園条例（平成5年松田町条例第19号）第29条及び松田山ハーブガーデンの設置及び管理に関する条例（平成9年松田町条例第5号）第3条の規定に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

1 公園の概況

「西平畑公園」は、松田山の中腹に位置する、富士山や相模湾が一望できる景勝の地にあり、「松田山ハーブガーデン」は、松田山の農業振興を図るとともに、都市と農村の交流を推進するための施設として整備されました。

更には、子どもの夢や想像力を豊かに育むことを目的に設置された「子ども館」、季節に応じた自然の魅力を体験できる「自然館」、本格的な造りにより子どもから大人まで多世代の方が楽しめる「ふるさと鉄道」が整備され、町のランドマークとなる施設であります。

また、町内の商工業や各種団体と連携を取りながら実施される魅力的なイベントも充実しており、足柄平野の夜景と松田山のイルミネーションのコラボレーションが幻想的な「松田きらきらフェスタ」、早咲きの桜が松田山に一足早い春を届ける「まつだ桜まつり」などが開催されています。

2 施設の管理・経営方針

公園としての憩いの場や学びの場としての機能はもちろん、富士山や足柄平野を一望できる抜群のロケーションを有し、イベントの際には多くの来園者が訪れる西平畑公園等に指定管理者制度を導入することにより、民間の専門知識の活用及び創意工夫によって、業務の効率化はもとより、多様化する利用者のニーズを的確にとらえた自主事業の積極的な展開や公園周辺の観光農園等との連携による新たな可能性を引き出すサービスの提供、「まつだ桜まつり」や「松田きらきらフェスタ」におけるより高品位なサービスの提供により、年間を通じて公園全体を活性化することで来園者の増加を見込みます。

それらの事業収入によって観光拠点としての機能・効能を増進させることで松田山全体、如いては町全体を活性化させることを目指します。

3 対象施設の概要

(1) 西平畑公園



①敷地面積 37,862.22㎡

②主な施設内容（詳細図は別紙参照）

㊦西平畑公園駐車場

◇駐車台数 65台

◇構造 AS舗装、全自動精算機

①ふるさと鉄道

◇コース概要

・コース長 (片道) 538メートル

・地盤高低差 24.5メートル

◇施設

・発着駅

・管理事務所（軽量鉄骨プレハブ）

・車両格納庫

◇運行車両

- ・ S L （シェイ式蒸気機関車） 1台
- ・ 小田急ロマンスカー （電動） 1台
- ・ 予備車両 （電動、客車はS Lと共用） 1台

㊦河津桜植栽・散策エリア

◇エリア面積 5,860㎡

◇植栽本数 約360本※

※公園内には植栽・散策エリア以外にも河津桜が植栽されており、その合計数

㊧その他

◇遊具

- ・ 滑り台 ローラー滑り台 1基、ステンレス滑り台 1基
- ・ ブランコ 1基
- ・ 登り棒 3基

◇トイレ

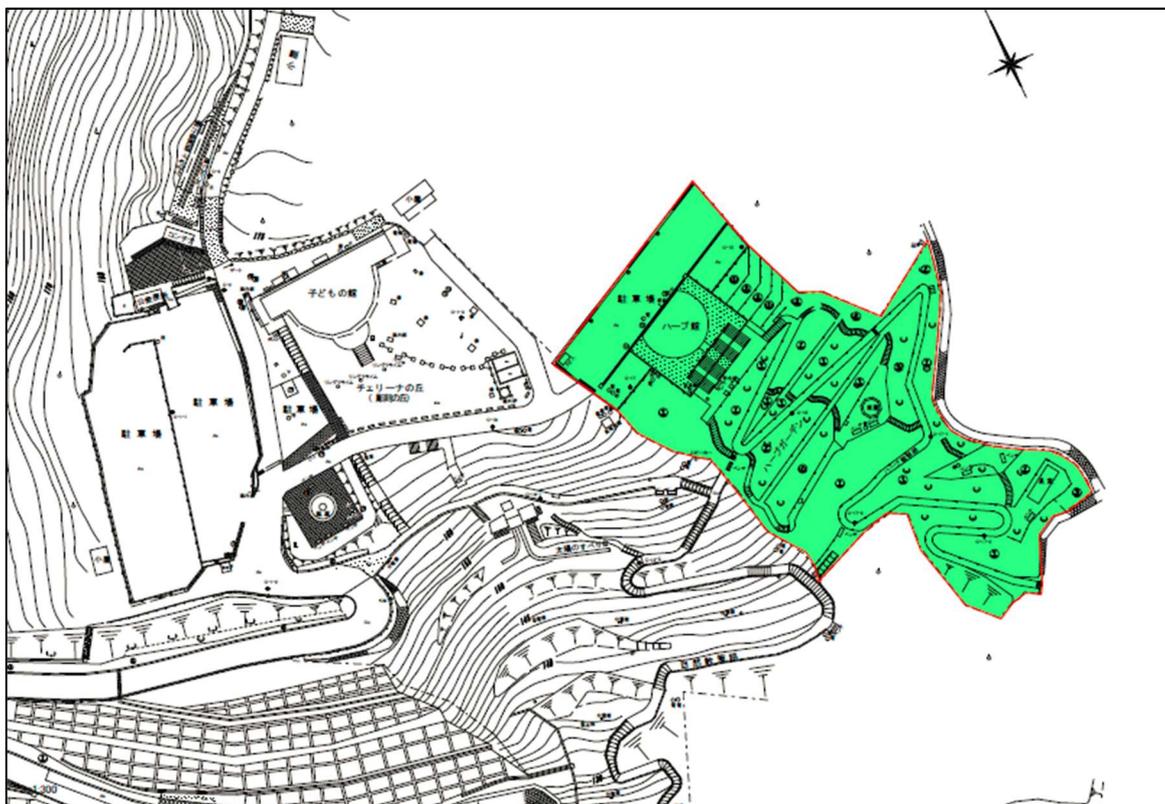
- ・ 木造平屋建て A=14.90㎡
男子トイレ（小便器2基、洋式便器1基、洗面器1基）
女子トイレ（洋式便器2基、洗面器1基）
- ・ 軽量プレハブ平屋建て A=4.47㎡
多目的トイレ（洋式便器1基・オストメイト1基・洗面器1基）

◇自動販売機 2台

※民間事業者が目的外使用許可により設置

◇給水ポンプユニット 1基

(2) 松田山ハーブガーデン



①敷地面積 5,006㎡

②主な施設内容（詳細図は別紙参照）

㊦農林漁業体験実習館（ハーブ館）

◇敷地面積 866.74㎡

◇鉄骨5階建、建築面積131㎡、延床面積468㎡

1階 事務室、売店、倉庫、女子トイレ

2階 工房、ホール、男子トイレ、障害者用トイレ、
TBSテレビカメラ式（キャノピー上部）

3階 レストラン、厨房、倉庫、男女共用トイレ

4階 ロッカー室、倉庫、小会議室

屋上 機械室、NHKテレビカメラ式

共通 階段、昇降機

㊧ハーブ館北側駐車場

◇敷地面積 472.26㎡

◇駐車台数 20台

㊨外売店（軽量鉄骨プレハブ）

◇延床面積 9.07㎡

㊩仮設トイレ（簡易水洗洋式トイレ） 2基

㊪自動販売機 4台

※民間事業者が目的外使用許可により設置

㊫農村景観活用交流施設（ハーブ園）

◇敷地面積 3,667㎡

㊬体験農業関連機械施設（温室）

◇延床面積 21.42㎡

㊭倉庫及び休憩施設（グリーンハウス）

◇延床面積 29.81㎡

㊮ウッドデッキ

◇床面積 29.12㎡

(指定管理対象外) 子どもの館

構 造 木造2階建て

建築面積 281.48㎡



(指定管理対象外) 自然館

構 造 木造平屋建て

建築面積 137.45㎡



4 指定管理者の業務の範囲及び具体的内容

- (1) 西平畑公園等における指定管理者の業務は、松田町公園条例第29条第3項及び松田山ハーブガーデンの設置及び管理に関する条例第3条第2項により、次に掲げる業務とする。

管理対象エリアについては、前項図面のとおりとする。

なお、子どもの館、自然館は町の管理とし、ハーブ館に設置されているテレビカメラ等については、設置したテレビ局等の管理とする。

①西平畑公園の業務

- ア 西平畑公園の維持管理に関する業務
- イ 利用の許可に関する業務
- ウ 利用料金（入園料、駐車場使用料、ふるさと鉄道乗車料）の收受に関する業務
- エ 上記業務に付随する業務

②松田山ハーブガーデンの業務

- ア ハーブガーデン施設の維持及び管理に関する業務
- イ 農産物等の展示、加工及び販売に関する事業
- ウ 料理及び飲食の提供に関する事業
- エ その他設置目的達成のために必要な事業

(2) イベント等の実施

- ①松田きらきらフェスタ、まつだ桜まつり等のイベントを町や地域と連携して主体的に実施すること。
- ②利用者ニーズに合わせた自主事業を積極的に実施すること。

(3) 施設の整備

- ①サービスレベル向上のための公園施設のリノベーションや新たな公園施設を設置するよう努めること。

(4) 周辺施設及び地域との連携

- ①子どもの館、自然館及び周辺観光農園等との連携及び調整
- ②町商工振興会や町内の各種団体等との連携
- ③足柄上地域の各種団体等との連携

5 管理の基準

- (1) 業務の履行に当たっては、関係法令及び例規等の内容を理解の上、遵守すること。

- ① 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ② 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
- ③ 松田町公園条例、松田町公園条例施行規則
- ④ 松田山ハーブガーデンの設置及び管理に関する条例、松田山ハーブガーデンの設置及び管理に関する条例施行規則

- ⑤ 松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ⑥ 個人情報保護法ほか個人情報保護に関する法規等
- ⑦ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ⑧ 消防法ほか消防関連法規
- ⑨ 食品衛生法ほか食品衛生関連法規
- ⑩ その他指定管理業務の遂行に当たり関連する法規等

※業務の履行に伴う関係法令及び例規等に基づく行政庁への各種手続き（食品衛生法に基づく営業許可申請等）については、指定管理者の責任において行うこと。

- (2) 指定管理者は、西平畑公園及び松田山ハーブガーデンを一体的に管理・経営すること。
- (3) 本施設の管理・経営に当たり必要となる人員について、現在本施設で雇用している者は本施設の業務に精通していることから、引き続きの雇用及び雇用条件の保護に努めること。また、町内在住者を優先的に雇用するよう努めること。
- (4) 施設の利用料金は、指定管理者の収入として収受することができる。
- (5) 施設の利用料金については、松田町公園条例別表に定める額を上限とした範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。ただし、指定管理者は特別の理由があると認めたときは町長の承認を得て利用料金を減額し、または免除することができる。
- (6) 自主事業を実施する場合は、あらかじめ、その内容を町と協議し、承認を得なければならない。
- (7) 自主事業による収入は、指定管理者の収入とする。
- (8) 施設の整備（リノベーションや新たな設置）はあらかじめ町の承認を得た事業計画に基づき実施すること。
- (9) 指定管理者の業務の外部委託の取り扱い
 - ① 全部委託の禁止

指定管理者の業務は、全部を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。
 - ② 部分委託の取り扱い

施設の管理・経営を効率的・効果的に行う上で必要と判断される業務は、町の事前承認を受けた上で、業務の一部を第三者に委託することができる。ただし、設備の保守点検、警備、清掃、廃棄物処分等、施設の管理に際して一般的に専門業者へ委託することが想定される業務は、承認を省略することができる。
 - ③ 町内事業者・諸団体優先の原則

前項に定める業務の一部の委託を行う場合は、合理的な理由がある場合を除き、町内に存する事業者・諸団体を優先的に活用すること。

(10) 個人情報の取り扱い

指定管理者が指定管理業務及び自主事業を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月施行）に基づき、その取り扱いに十分留意し、個人情報の目的外使用、漏えい、滅失またはき損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。これは、指定期間（松田町の公の施設の指定管理者等に関する条例第2条第6号に規定される「指定管理者を指定して管理を行わせる期間」のこと）が終了した後も同様とする。

(11) 守秘義務

指定管理者が指定管理業務及び自主事業を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。これは、指定期間が終了した後も同様とする。

(12) その他

- ① テレビ局等が管理するテレビカメラ等について、電源等を無償で提供すること。
- ② 施設内に行政財産の目的外使用許可により設置されている自動販売機等の施設は、原則として指定管理者に引き継ぐものとし、指定管理者は自主事業として設置者と契約をすること。
※新たに設置する場合は、西平畑公園においては『松田町公園条例』第12条に基づく「公園施設の設置、管理等の許可」、松田山ハーブガーデンにおいては『地方自治法』第238条の4第7項及び『松田町財産規則』第17条に基づく「行政財産の目的外使用許可」により実施すること。
- ③ 周辺農地等への支障とならないよう、イベントを実施する際などは事前に調整を行うこと。
- ④ 町商工振興会に入会すること。

6 指定管理業務に必要な経費等

- (1) 指定管理業務にかかる必要経費については、ハーブ館収入（売店・外売店・レストラン・工房等）、入園料（桜まつり期間に限る）・西平畑公園駐車場使用料・ふるさと鉄道乗車料の利用料金、自主事業の収入及び自らの財源をもって管理・経営を行っていただくため、指定管理委託料の支払いはありません。
- (2) 入園料・西平畑公園駐車場使用料・ふるさと鉄道乗車料の利用料金の額は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。
- (3) 指定管理業務に関する経費及び収入は、本業務にかかる専用口座で管理し、会計経理は他の業務にかかるものと区分するものとする。

- (4) 指定管理業務に関する会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までの期間とする（令和5年度の始期は、指定管理の開始時とする）。
- (5) 天災その他特別の事由が生じたときは、指定管理者または町は指定管理内容について変更を申し出ることができることとし、変更の内容等については双方協議して定めるものとする。
- (6) 指定期間開始までの時点において、老朽化により安全や使用に問題が生じている施設や設備の修繕については町が実施するものとする。それ以降に発生する修繕等については別紙リスク分担表に基づくものとする。
※指定管理期間中に行う町の負担による修繕等の工事期間については、協議により決定するものとする
- (7) 松田山ハーブガーデンの借地部分（4,507.62㎡）における借地料については町が負担するものとする。

7 指定期間

最長で令和5年7月1日から令和10年3月31日までの4年9ヶ月間とする。

ただし、町は、西平畑公園等の管理・経営の適正を期するために行った指示や本要項に定めることに指定管理者が従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めたときは、ただちに指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることができることとする。なお、指定の取り消し、または管理業務の全部または一部の停止によって生じる損害、損失及び増加費用については、町はその賠償の責めを負わないものとする。

8 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和5年3月17日（金）から4月7日（金）17時まで

(2) 配布場所

松田町役場観光経済課観光推進係

(3) 配布方法

配布場所に来所、または松田町ホームページからダウンロードしてください。郵送での配布は行いません。

(4) その他資料

その他、配布を希望する資料があれば、別途ご相談ください。

9 現地説明会

(1) 開催日時等

日 時：(1回目) 令和5年3月23日(木) 13時30分から

(2回目) 令和5年3月24日(金) 10時00分から

場 所：西平畑公園

内 容：現地施設の案内

集合時間：(1回目) 13時20分

(2回目) 9時50分

集合場所：西平畑公園駐車場

(2) 申込方法

参加を希望する場合は、説明会参加申込書に必要事項を記入していただき、担当者に電話連絡のうえ、松田町役場観光経済課観光推進係へ持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより送付してください。

(3) 説明会申込期限

令和5年3月22日(水) 17時まで

10 質問の提出

(1) 提出方法

質問票に必要事項を記入していただき、担当者に電話連絡のうえ、松田町役場観光経済課観光推進係へ持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより送付してください。

(2) 質問の受付期間

令和5年3月24日(金) から3月28日(火) 17時まで

(3) 回答方法

松田町ホームページで回答を公開するとともに、全ての現地説明会参加団体に対し電子メールにて回答を送付します。ただし、指定管理者の審査・選定に関する質問や本業務の実施に必要なないと判断される質問は受け付けません。

(4) 回答予定日

令和5年3月31日(金)

11 申込の資格

松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に基づき、申込資格は次のとおりとします。

(1) 法人等の団体であること。(法人格の有無は問わない。)

- (2) 法人等またはその代表者が、次に該当しないこと。
- ① 法律行為を行う能力を有しない団体等
 - ② 破産者で復権を得ない団体等
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある団体等
 - ⑤ 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）または第180条の5第6項の規定に抵触することとなる団体等
 - ⑥ 松田町における指定管理者の手續において、その公正な手續を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ⑦ 国税及び地方税を滞納している団体等
- (3) 事務所の所在地に関する事項。（県内に拠点を置いているまたは置こうとする法人その他の団体であること。）

1.2 (事前審査) 参加申込書類及び提出方法

参加申込に当たっては、次に掲げる書類を提出してください。町が必要と認める場合は、追加資料の提出をお願いする場合があります。また、参加申込に係る費用は申込者の負担とします。なお、官公庁が発行する書類は、3か月以内に発行された原本に限ります。

(1) (事前審査) 参加申込書類

- ① 指定管理者申込書
- ② 団体の定款、規約その他これらに相当する書類
- ③ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書または登記簿謄本
- ④ 前事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- ⑤ 前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- ⑥ 納税証明書（法人税、法人県民税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税）（直近3年度分）
- ⑦ 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類

※松田町暴力団排除条例第9条では、町の公の施設の管理を、暴力団または暴力団経営支配人等に行わせてはならないと定めており、町は申込者が暴力団等でないことを確認するため、これらの情報を収集するもので、収集した情報については、神奈川県警察本部へ照会します。

⑧ その他町長が必要と認める書類

※④、⑤、⑥の書類については、設立して間もないまたは設立予定の団体・法人であるなどの理由により、存在しない場合は提出しなくてもよい。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

持参または郵送で提出してください。(持参の場合は土日を除く午前8時30分から午後5時まで、郵送の場合は書留郵便または宅急便など配達完了の確認が出来る方法とし、期日までに必着とします。)

(4) 提出期間

令和5年4月3日(月)から4月7日(金)17時まで

(5) 提出先

松田町役場観光経済課観光推進係

〒258-8585

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地

電話 0465-83-1228

FAX 0465-83-5031

(6) 事前審査の結果について

①審査結果は、全ての申請者に書面により通知します。

②審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けません。

(7) 通知予定日

令和5年4月20日(木)通知予定

1.3 事業計画書及び提出方法

(1) 事業計画書

事業計画書には、次に示す項目(内容)を記載し、各項目が事業計画書のどこに記載されているか分かりやすいような工夫や、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを明瞭かつ具体的に記載するなど、専門的知識を有しない者においても分かりやすい内容としてください。(その他、PR及び独自提案がある場合には、当該説明資料の添付を可能とします。)

また、事業計画の要点を数ページにまとめた概要書も作成してください。

なお、本事業計画書の作成に係る費用は申込者の負担とします。

① 「西平畑公園及び松田山ハーブガーデン指定管理者選定評価基準」に記載のある審査の視点に対応する内容

② 経営に係る基本方針

③ 指定予定期間内の年度ごとの業務の実施計画書

④ 指定予定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書

※入園料・西平畑公園駐車場使用料・ふるさと鉄道乗車料の利用料金の額は条例で定められた上限額の範囲内で指定管理者が町長の承認を得て設定することになるので、設定額を明確にしてください。

⑤ 管理・経営体制（組織・人員の体制・雇用計画等）

⑥ 事業の実施や施設の管理に当たって必要となる資格・免許等

⑦ イベント業務の実施計画書・収支計画書

⑧ 周辺施設及び地域との連携並びに地域への経済効果

(2) 提出部数

正本1部、副本10部（副本は写しで可）、電子データ

(3) 提出方法

持参または郵送で提出してください。電子データについてはメールまたはCD・DVD・USBなどの電子メディアで提出してください。（持参の場合は土日を除く午前8時30分から午後5時まで、郵送の場合は書留郵便または宅急便など配達完了の確認が出来る方法とし、期日までに必着とします。）

(4) 提出期間

令和5年4月21日（金）から4月28日（金）17時まで

(5) 提出先

松田町役場観光経済課観光推進係

〒258-8585

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地

電話 0465-83-1228

FAX 0465-83-5031

メール kankou@town.matsuda.kanagawa.jp

1.4 指定管理者候補者の審査・選定等

(1) 指定管理者選定委員会の設置

指定管理者の選定に当たっては公平かつ適正に行うため、松田町指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置します。

(2) 選定方法

指定管理候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとします。申込者は、選定委員会において、事業計画についてのプレゼンテーション（ヒアリング含む）を行い、選定委員会は申込者からの提案内容等を総合的に審査し、最も優れた者を、指定管理候補者として選定します。

また、プレゼンテーション（ヒアリング含む）に応じない場合には、辞退したものとみなします。

① 実施日時 令和5年5月上旬（予定）

- ② 実施場所 松田町役場（予定）
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地
- ③ 実施時間 1申込者50分（予定）
※ プレゼンテーション20分、ヒアリング30分
- ④ 出席者 1申込者につき3名までとし、代表者及び統括責任者となる予定の方は原則出席してください。なお、これによりがたい場合は、事前に事務局へ申し出た上で、指示を受けてください。
- ⑤ その他 ア プレゼンテーション（ヒアリング含む）は、提出した事業計画書等を基に行うものとし、選定委員会が認める場合を除き、追加提案や追加資料の配布は認めません。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン等による説明は許可します。
イ パソコン、プロジェクター、スクリーンは事務局で準備しますが、使用する場合は事前に届け出てください。
ウ プレゼンテーション（ヒアリング含む）の順番は、事業計画書提出の受付順とし、個別に行います。
エ プレゼンテーション（ヒアリング含む）の詳細については、別途通知します。

（3）選定評価基準

選定委員会において、各申込者の事業計画書等、プレゼンテーション（ヒアリング含む）内容について、総合的に評価するものとし、審査する際の評価項目については別添「西平畑公園指定管理者選定評価基準」のとおりとします。

（4）指定管理者の候補者の選定

各委員の採点の合計点（以下、「得点」という。）が最も高い申込者を指定管理者の候補者として選定します。なお、得点が同点であった場合は、選定委員会で協議の上、委員長が決定することとします。

また、得点が満点のうち、6割以上となる団体がいない場合は、該当団体無しとします。

（5）審査結果

- ① 審査結果は、全ての提案者に書面により通知します。
- ② 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けません。

15 留意事項

- （1）申込者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ① 提出書類に虚偽の記載があった場合

② 募集要項に違反した場合

③ 申込書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

(2) 本件に係る費用は、全て申込者の負担とします。

(3) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがあります。

(4) 本プロポーザルは指定管理者の候補者の特定を目的に実施するものであり、協定内容においては提案内容の全てが反映されるわけではありません。

(5) プロポーザル実施のために作成された資料及び町より提供した資料は、申込書作成以外に使用しないでください。また、町より提供した資料のうち別途指示するものについては申込書提出時に返却してください。

(6) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとします。

1.6 指定管理者との協定の締結

町は、町議会における所要の手続きの終了後、指定管理者として指定された法人等と業務を実施するうえで必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づいて協定を締結します。

なお、協定書は、指定期間全体に関する「基本協定」を定めることとし、これにより難い詳細事項については「年度別協定」を締結します。

1.7 公募に関するスケジュール

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和5年3月17日～4月7日 |
| (2) 現地説明会 | (1回目) 令和5年3月23日
(2回目) 令和5年3月24日 |
| (3) 公募に関する質問受付 | 令和5年3月24日～3月28日 |
| (4) 質問に対する回答 | 令和5年3月31日 |
| (5) 参加申込書類の受付 | 令和5年4月3日～4月7日 |
| (6) 事前審査結果の通知 | 令和5年4月20日 |
| (7) 事業計画書の提出 | 令和5年4月21日～28日 |
| (8) 選定委員会のヒアリング | 令和5年5月上旬(予定) |
| (9) 選定結果の通知 | 令和5年5月中旬(予定) |
| (10) 協定の締結 | 令和5年6月(予定) |
| (11) 指定管理者の管理・経営開始 | 令和5年7月(予定) |

※(10)、(11)に関しては、町議会における所要の手続きの終了後となるため、予定時期は変更することがあります。

18 問い合わせ先

松田町役場観光経済課観光推進係

〒258-8585

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地

電話 0465-83-1228

FAX 0465-83-5031

メール kankou@town.matsuda.kanagawa.jp